

令和8年度（2026年度）

越谷市看護師等就業支援助成金交付募集要項



越谷市看護師等就業支援助成金は、越谷市に居住し、市内で活躍していただける看護師、助産師の方を助成します。

この制度は、就業支援金、継続就業支援金、市内転入支援金、奨学金返還支援金4本柱からなり、時期や状況に応じてご自身で選び申請していただくことができます。

就業支援金と継続就業支援金だけでも、“～最大5年間総額100万円～”が助成されます。“～すべての受給要件を満たす場合には合計で210万円～”の助成金が受けられます。

※交付要望者が多数の場合は、抽選となります。

1 制度の目的

市内の医療機関等（越谷市立病院を除く、病院・診療所・介護施設等）に勤務する看護師等の就職を支援することにより、地域の医療体制の確保を目的としています。

2 応募できる方

看護師免許等を持っていて（見込み含む）、市内の医療機関に勤務していない方

3 要件

■【就業支援金】新たに越谷市内で就業予定の方！

- ・4/1時点で越谷市に住んでいる方
- ・1/1から4/1までに市内医療機関等に就職もしくは転職した方
- ・就職・転職後、引き続き市内医療機関で看護業務等に従事する予定の方

～用語～

就業基準日：交付申請の日の属する年度の4月1日
継続就業基準日：就業基準日の属する年の1月1日
市内転入基準日：就業基準日の属する年の1月1日

就業支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就業基準日時点において市内に住所を有する者
- (2) 市内転入基準日以後に市内に存する医療機関等（以下「市内医療機関等」という。）に就職した者
- (3) 就業基準日時点において、市内医療機関等に看護師等として期間の定めのない雇用により週20時間以上勤務する者であって、引き続き市内医療機関等に勤務することを予定しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就業支援金の交付の対象としない。
 - (1) 交付申請に係る市内医療機関等に就職した日以前2年以内の期間において市内医療機関等に勤務していた者
 - (2) 同一系列医療機関等からの人事異動等により市内医療機関等に勤務することとなった者
 - (3) 就業基準日から1年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者
 - (4) 過去に助成金の交付を受けた者又はその交付の決定の取消しを受けた者
 - (5) 越谷市看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例（令和6年条例第28号）による廃止前の越谷市看護師等修学資金貸与条例（平成22年条例第26号）による修学資金の貸与を受けた者（辞退した者を含む。）及び貸与決定後取消しを受けた者
 - (6) 市内に居住の実態のない者
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者
 - (8) その他市長が不適当であると認める者

■【継続就業支援金】2年目から5年目まで！

・【就業支援金】の助成を受けた方

・引き続き市内医療機関等で看護業務等に就いている方

継続就業支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、就業基準日から継続就業基準日まで継続して市内に住所を有し、かつ、前条第1項第3号に規定する勤務形態により市内医療機関等に勤務しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、継続就業支援金の交付の対象としない。

- (1) 継続就業支援金の交付を4回受けた者
- (2) 就業支援金の交付を受けた後に、相当期間にわたり休職等により業務に従事しない期間のある者
- (3) 継続就業支援金の交付申請に係る年度の前年度に継続就業支援金の交付を受けていない者
- (4) 継続就業基準日時点において市内に居住の実態のない者
- (5) 継続就業基準日から1年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者
- (6) 前条第2項第7号に掲げる者
- (7) その他市長が不適当であると認める者

■【市内転入支援金】1回、10万円！市外から越谷市に引っ越してこられた方！

・【就業支援金】の助成を受ける方

・1/1以降に越谷市に転入した方

市内転入支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、市内転入基準日以後に市内に転入し、引き続き市内に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市内転入支援金の交付の対象としない。

- (1) 過去に市内転入支援金の交付を受けた者
- (2) 市内転入基準日の前日から1年以内の期間において市内に住所を有していた者
- (3) その他市長が不適当であると認める者

■【奨学金返還支援金】翌年度、奨学金を返済する予定の方！

・【就業支援金】の助成を受ける方

・奨学金の返還をする方

奨学金返還支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、奨学金返還支援金の交付申請に係る年度内に、奨学金の返還を行うことを予定しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨学金返還支援金の交付の対象としない。

- (1) 奨学金返還支援金の交付申請の日時点において、返還の猶予等により、当該交付申請に係る年度内に奨学金を返還することを義務付けられていない者
- (2) 就業支援金の交付申請に際し、奨学金返還支援金の交付申請を行わなかった者
- (3) 奨学金返還支援金の交付を5回受けた者
- (4) 奨学金返還支援金の交付申請に係る年度において継続就業支援金の交付の対象とならない者
- (5) その他市長が不適当であると認める者

4 助成額について

■【就業支援金】の額は、20万円とします。(初年度一回限り)

■【継続就業支援金】の額は、1回あたり20万円とします。(最長4年間)

■【市内転入支援金】の額は、10万円とします。(初年度一回限り)

■【奨学金返還支援金】の額は、年間上限額20万円。

申請にかかる年度における奨学金の返済予定額とします。(最長5年間)

～すべての受給条件を満たす場合のシミュレーション値～

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
就業支援金	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	100万円
市内転入支援金	10万円	-	-	-	-	10万円
奨学金返還支援金	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	100万円
制度合計	50万円	40万円	40万円	40万円	40万円	210万円

5 応募手続き

(1) 受付期間

令和7年11月17日(月)から令和8年1月15日(木)午後5時まで(ただし、土曜、日曜、祝日および12/29～1/3を除く。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで ※電子申請は24時間受付(ただし、最終日は午後5時まで。)

(3) 提出方法

電子申請



ホームページ



(4) 提出書類

①看護師等就業助成金交付要望書 第1号様式(第8条関係)

②看護師等免許の写し

または、看護師資格を採用予定日までに取得する見込みであることを証明する書類

③住民票の写し(市内転入支援金を要望する市外在住の方)

※要望書は、ホームページからダウンロードすることができます。

○電子申請が難しい方は、下記に提出書類を不備なく持参、または郵送してください。

越谷市保健医療部地域医療課

〒343-0023 越谷市東越谷十丁目31番地 2階(越谷市保健センター内)

6 交付決定について

(1) 交付予定人数

合計30人(内訳:病院※10人程度 診療所15人程度 介護施設等5人程度)

(2) 助成金の内定について

審査及び抽選結果については、文書で通知します。

・交付要望者が多数の場合は、
抽選となります。

(3) 内定時期

2月中旬予定

※ 有床診療所含む

7 今後のスケジュール

申請主義となりますので、必ず期日までに提出をお願いいたします。



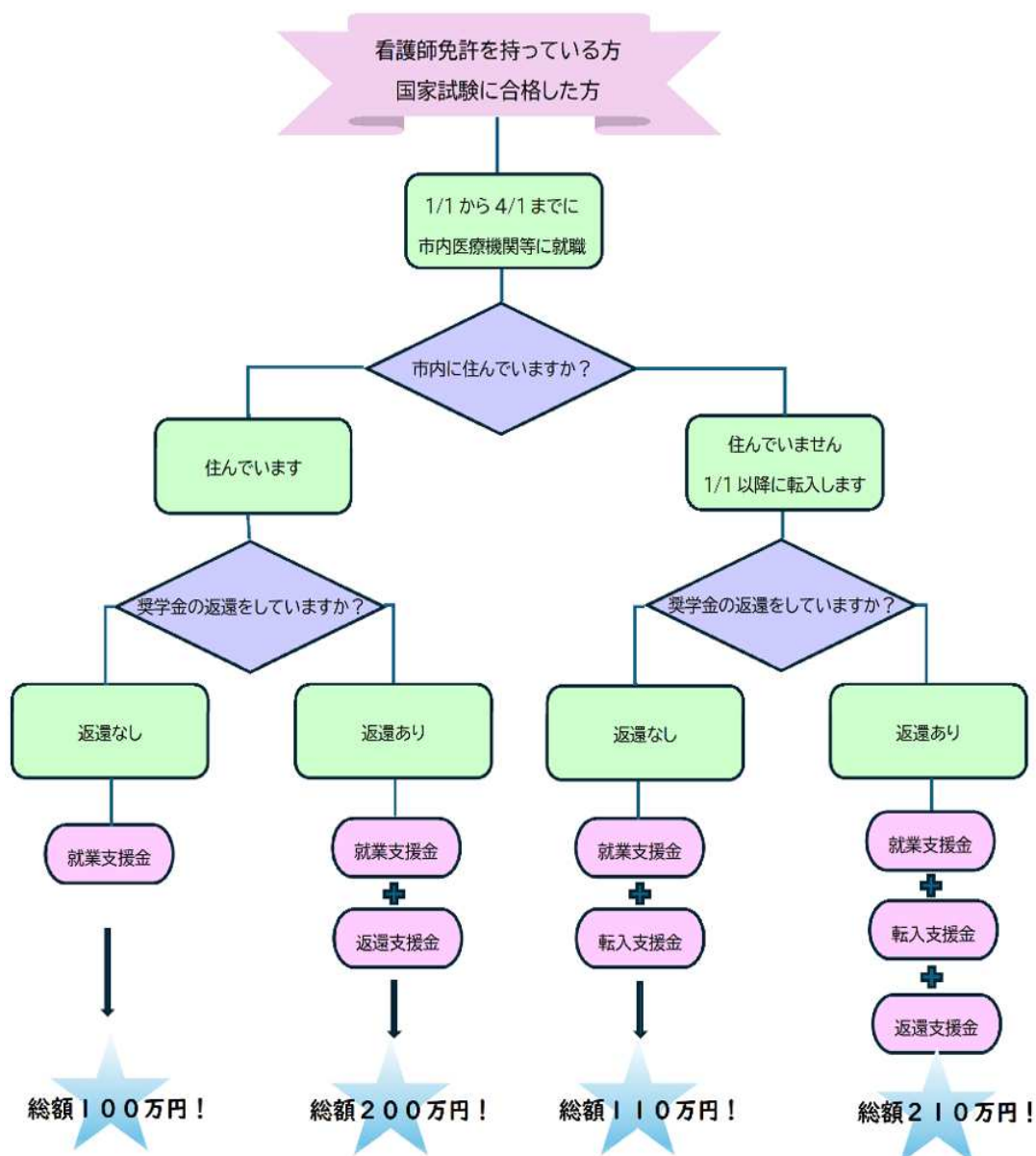
8 注意事項

▼以下の注意事項を必ずご一読ください▼

越谷市看護師等就業支援助成金は、適正な申請と利用が求められる公的制度です。不正受給（虚偽申請、勤務実態のない受給、書類の改ざん等）が発覚した場合、受給者には助成金の全額返還義務が生じます。さらに、悪質なケースでは法的措置の対象となる可能性もあります。返還命令は免れず、制度の趣旨を損なう行為は厳しく対処されます。

申請にあたっては内容を十分に確認し、疑問点があれば必ず事前に担当窓口へご相談ください。皆さまの誠実な対応が、地域医療の信頼と支援の継続につながります。

9 フローチャート



10 問合せ

越谷市保健医療部地域医療課（越谷市保健センター内）
〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地
電話 048-972-4777